

新潟市行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第28号

新潟市行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護取扱いに関する規則の一部を改正する規則

新潟市行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護取扱いに関する規則（昭和62年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（公告等）

第7条 市長は、法第9条の公告をするときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1） 新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に30日以上掲示すること。
- （2） 官報に登載すること。
- （3） 市ホームページに掲載すること。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。